

白老港の海岸保全区域占用料及び土石採取料徴収条例新旧対照表

改正前					改正後					
別表（第3条関係）抜粋					別表（第3条関係）抜粋					
区分		料金			区分		料金			
工作物の設置に係る占用	建造工作物(外径が0.4メートル以上の管を含む。)	単位	1月以上の占用	1月未満の占用	工作物の設置に係る占用	建造工作物(外径が0.4メートル以上の管を含む。)	単位	1月以上の占用	1月未満の占用	
		1平方メートル1年につき	近傍類似の土地の1平方メートル当たりの価格(地方税法(昭和25年法律第226号)第349条に規定する固定資産課税台帳に登録された価格をいう。以下「近傍価格」という。)に100分の6を乗じて得た額(1月未満の占用にあつては、その額に <u>100分の108</u> を乗じて得た額)(その額が20円に満たない場合にあつては、20円					1平方メートル1年につき	近傍類似の土地の1平方メートル当たりの価格(地方税法(昭和25年法律第226号)第349条に規定する固定資産課税台帳に登録された価格をいう。以下「近傍価格」という。)に100分の6を乗じて得た額(1月未満の占用にあつては、その額に <u>100分の110</u> を乗じて得た額)(その額が20円に満たない場合にあつては、20円	
	第1種電柱	1本1年につき	770円	<u>831円60銭</u>		第1種電柱	1本1年につき	770円	<u>847円</u>	
	第2種電柱		1,200円	<u>1,296円</u>		第2種電柱		1,200円	<u>1,320円</u>	
	第3種電柱		1,600円	<u>1,728円</u>		第3種電柱		1,600円	<u>1,760円</u>	
	第1種電話柱		690円	<u>745円20銭</u>		第1種電話柱		690円	<u>759円</u>	
	第2種電話柱		1,100円	<u>1,188円</u>		第2種電話柱		1,100円	<u>1,210円</u>	
	第3種電話柱		1,500円	<u>1,620円</u>		第3種電話柱		1,500円	<u>1,650円</u>	
	その他の柱類		53円	<u>57円24銭</u>		その他の柱類		53円	<u>58円30銭</u>	
	共架電線その他上空に設ける線類		1メートル1年につき	7円		<u>7円56銭</u>		共架電線その他上空に設ける線類	1メートル1年につき	7円
鉄塔	1基につき1年	1,100円	<u>1,188円</u>	鉄塔	1基につき1年	1,100円	<u>1,210円</u>			

白老港の海岸保全区域占用料及び土石採取料徴収条例新旧対照表

改正前					改正後				
別表（第16条関係）抜粋					別表（第16条関係）抜粋				
管（外 径が 0.4メ ートル未 満の もの に限 る。） の埋設	0.1メートル未満 のもの	1メートル1年に つき	36円	<u>38円88銭</u>	管（外 径が 0.4メ ートル未 満の もの に限 る。） の埋設	0.1メートル未満 のもの	1メートル1年に つき	36円	<u>39円60銭</u>
	0.1メートル以上 0.15メートル未 満のもの		53円	<u>57円24銭</u>		0.1メートル以上 0.15メートル未 満のもの		53円	<u>58円30銭</u>
	0.15メートル以 上0.2メートル 未満のもの		71円	<u>76円68銭</u>		0.15メートル以 上0.2メートル 未満のもの		71円	<u>78円10銭</u>
	0.2メートル以上 のもの		140円	<u>151円20銭</u>		0.2メートル以上 のもの		140円	<u>154円</u>
広告物		表示面積 1 平方m1年に つき	2,125円		広告物		表示面積 1 平方m1年に つき	2,125円	
その他の占用		1平方メートル1 年につき	近傍価格に100分の4を乗じて得た額(1 月未満の占用にあつては、その額に <u>100 分の108</u> を乗じて得た額)(その額が10円 に満たない場合にあつては、10円)		その他の占用		1平方メートル1 年につき	近傍価格に100分の4を乗じて得た額(1 月未満の占用にあつては、その額に <u>100 分の110</u> を乗じて得た額)(その額が10円 に満たない場合にあつては、10円)	
土石の採取		1立方メートル	<u>140円40銭</u>		土石の採取		1立方メートル	<u>143円</u>	